

兵庫県公報

平成28年10月25日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	明石松が丘住宅	明石市松が丘1丁目	121戸

2 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅	9団地	11戸
普通中層耐火住宅	5団地	5戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第43号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

172	26	明石松が丘住宅	明石市松が丘1丁目	8階建 10階建	5	0.6735	47,500
					24	0.6735	50,000
					10	0.8952	65,600
					12	0.8952	68,900
					13	0.9290	65,600
					13	0.9290	68,900
					17	1.0485	76,700
					10	1.0485	80,700
					9	1.1969	87,600
					8	1.1969	92,200

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款4の項中

「

3	0.8231	56,800
1	0.8280	56,800

」

を

「

3	0.8231	56,800
---	--------	--------

」

に改め、同款8の項中

「

1	0.9904	67,800
1	0.9904	68,200
1	0.9934	64,900

」

を

「

1	0.9904	68,200
---	--------	--------

」

に、

「

2	1.0364	70,500
1	1.0364	71,600

」

を

「

2	1.0364	70,500
---	--------	--------

」

に改め、同款12の項中

「

1	0.5048	48,800
2	1.0128	72,600

」

を

「

2	1.0128	72,600
---	--------	--------

」

に改め、同款32の項中

「

1	0.4821	32,600
1	0.6901	45,000

」

を

「

1	0.4821	32,600
---	--------	--------

に改め、同款37の項中

「

2	0.9489	71,300
---	--------	--------

を

「

1	0.9489	71,300
---	--------	--------

に改め、同款71の項中

「

2	0.9459	81,800
---	--------	--------

を

「

1	0.9459	81,800
---	--------	--------

に改め、同款72の項中

「

1	1.0038	74,400
1	1.0038	74,800

を

「

1	1.0038	74,400
---	--------	--------

に改め、同款73の項中

「

1	0.9934	65,400
1	0.9934	67,800

を

「

1	0.9934	65,400
---	--------	--------

に改め、同款74の項中

「

1	0.5847	54,900
1	0.9489	70,900

を

「

1	0.9489	70,900
---	--------	--------

」

に改め、同部普通中層耐火住宅の款5の項中

「

2	0.5937	37,800
1	0.5962	36,700

」

を

「

2	0.5937	37,800
---	--------	--------

」

に改め、同款21の項中

「

1	0.3997	40,000
1	0.3997	43,200

」

を

「

1	0.3997	40,000
---	--------	--------

」

に改め、同款29の項を次のように改める。

29	削除
----	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款35の項を次のように改める。

35	削除
----	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款47の項を次のように改める。

47	削除
----	----

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。